

沖縄の基地問題

～普天間・辺野古・日米地位協定～

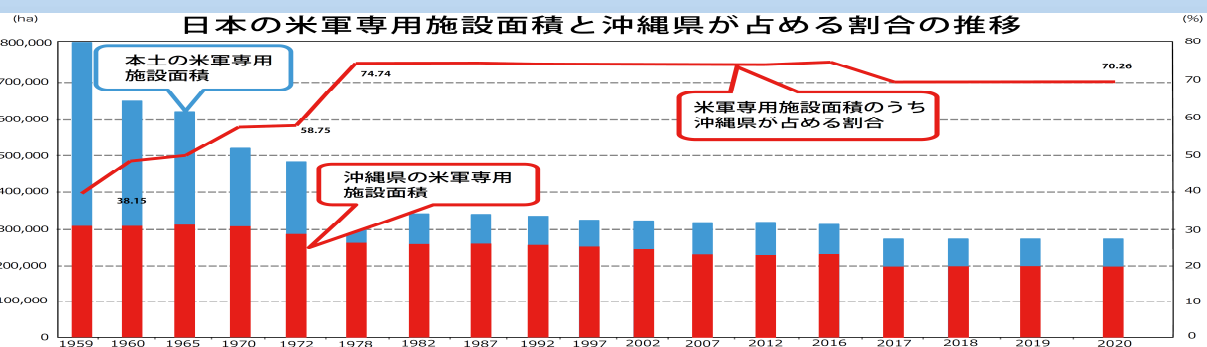


沖縄県知事公室 辺野古新基地建設問題対策課

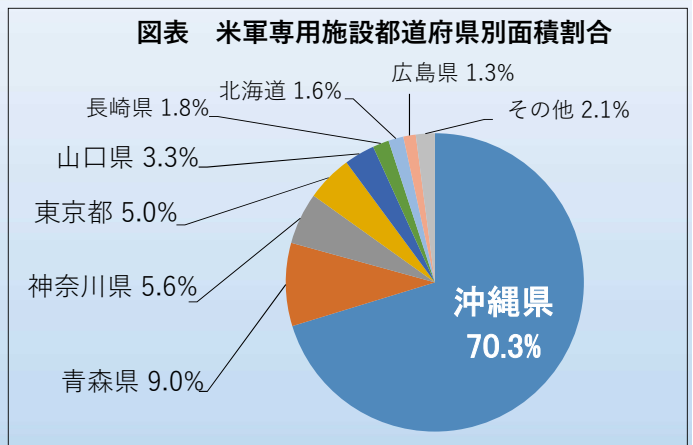
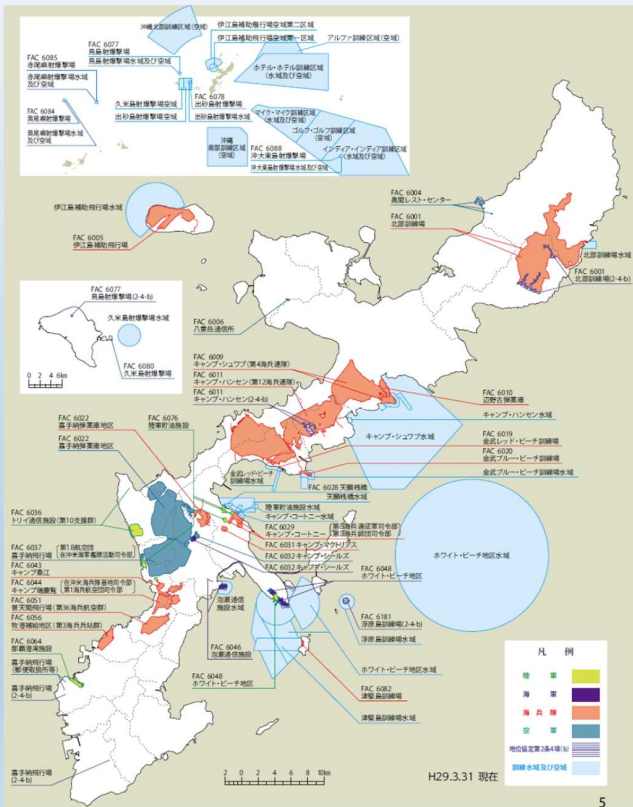
《在日米軍専用施設の数・面積》

〔2020(R2).3月末現在〕

都道府県	施設・区域数	施設面積 (千m ²)	構成比率 (%)	順位
(全国)	78	263,067	100	
(本土)	47	78,232	29.7	
沖縄県	31	184,836	70.3	1
青森県	4	23,743	9.0	2
神奈川県	11	14,731	5.6	3
東京都	6	13,193	5.0	4
山口県	2	8,672	3.3	5



《沖縄の米軍専用施設の状況》



図表 沖縄県周辺の訓練水域・空域の状況

《事件・事故》

〔件数は2020(R2).12月末現在〕

- 米軍の航空機関連事故：826件（復帰後） [≒月1.4件]
 - 1959(S34) 宮森小学校へ米軍戦闘機墜落
⇒11人の児童を含む17人死亡、210人重軽傷
 - 2004(H16) 沖縄国際大学へ米軍大型ヘリ墜落
- 米軍人・軍属等による刑法犯罪：6,068件（復帰後）
 - うち殺人・強盗・強姦等の凶悪犯：582件 [≒月1.0件]
 - 1995(H7) 女子小学生が米兵3人に暴行
 - 2016(H28) 女性が軍属の男に強姦、死亡、遺棄
- 環境に関する影響も大きい（水域汚染等）
- 復帰前も多く、事件・事故が発生
- 訓練・演習による影響（騒音・悪臭）

《事件・事故》



5

《事件・事故》



ヘリコプターが墜落した沖縄国際大学（2004年8月14日）



名護市安部オスプレイ墜落事故(2016年)



普天間第二小学校部品落下事故(2017年)

6

《事件・事故》



7

《平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書》

〔2022年5月〕

- 1 復帰時における沖縄と「復帰措置に関する建議書」
- 2 本土復帰後50年の振り返り
- 3 いまだ残る課題
- 4 沖縄の未来に向かって
- 5 平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議



玉城知事から岸田首相への新たな建議書の手交
〔2022年5月10日〕

8

《平和で豊かな沖縄の実現に向けた新たな建議書》 (要約)

- ① 復帰当時の建議書で掲げられた、地方自治権の確立、反戦平和の理念の貫徹、基本的人権の確立、等の考え方を尊重し、「基地のない平和の島」の実現に取り組むこと
- ② 在沖米軍基地の更なる整理・縮小、日米地位協定の抜本的な見直し、事件・事故等の基地負担の軽減、普天間飛行場の危険性除去、辺野古新基地建設の断念等、構造的、差別的ともいわれる基地問題の早期解決を図ること
- ③ 民主主義や地方自治など日本国憲法の理念の追求に取り組むこと
- ④ 平和的な外交・対話により、我が国が国際社会において名誉ある地位を占めるべく積極的な役割を果たすとともに、その際、沖縄を最大限活用すること

《日米地位協定の問題点》

○日米地位協定（条約）

⇒基地の運営・管理権はアメリカ側が持つ、アメリカ側に原状回復義務はない、基本的に関税や税金が課されない、日本の法令は「尊重」

○問題点

✓1960年の締結から、一度も改定していない。

✓原則として国内法が適用されないという見解。

⇒日米で合意した航空機騒音規制措置も守られず、事故の際の日本の主体的な捜索や基地内への立入権確保が実現していない。

- 環境補足協定の締結などの改善は図られているが、米側に裁量を委ねる運用改善では不十分⇒抜本的な見直しが必要
- 国民の生命・財産を守りつつ、日米安保体制に伴う負担を日本全体で負担するためにも、抜本的な見直しが必要

《日米地位協定の問題点》

ヨーロッパ各国との比較

	国内法	管理権	訓練・演習	航空機事故
日本	原則不適用	立入り権 明記無し	航空特例法等 により規制できず	捜索等を行う権利 を行使しない
ドイツ	原則適用	立入り権明記 立入りパス支給	ドイツ側の 承認が必要	ドイツ側が現場を規制、 調査に主体的に関与
イタリア	原則適用	基地はイタリア司令部の下 伊司令官常駐	イタリア側の 承認が必要	イタリア検察が 証拠品を押収
ベルギー	原則適用	地方自治体の 立入り権確保	自国軍よりも 厳しく規制	(未確認)
イギリス	原則適用	基地占有権は英国 英司令官常駐	英側による飛行 禁止措置等明記	英国警察が現場を 規制、捜索

《日米地位協定の問題点》

抜本的な見直しに向けた動き

【沖縄県の取組】

- 日米地位協定の抜本的見直しに特化した要請（1995年、2000年、2017年）

【全国取組】

- 全国知事会では、日米地位協定の見直しを含む「米軍基地負担に関する提言」を2018年、2020年の2度にわたって決議。提言の実現を政府に要請。
- 沖縄県外の地方議会においても、同様の趣旨の意見書が可決する動きが広がっている（2021年1月までに199議会で可決）

全国知事会の提言（2020年）の要旨

- 飛行訓練など基地の外における米軍の演習・訓練を必要最小限とすること
- 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法令や環境法令などの国内法令を原則として米軍にも適用させること
- 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取組みを進めること
- 施設ごとの必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を促進すること
- 在日米軍における新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底強化、関係自治体等への迅速かつ適切な情報提供

《普天間飛行場の概要》



面積 約475.9ha

滑走路 長さ：2,800m
幅：46m

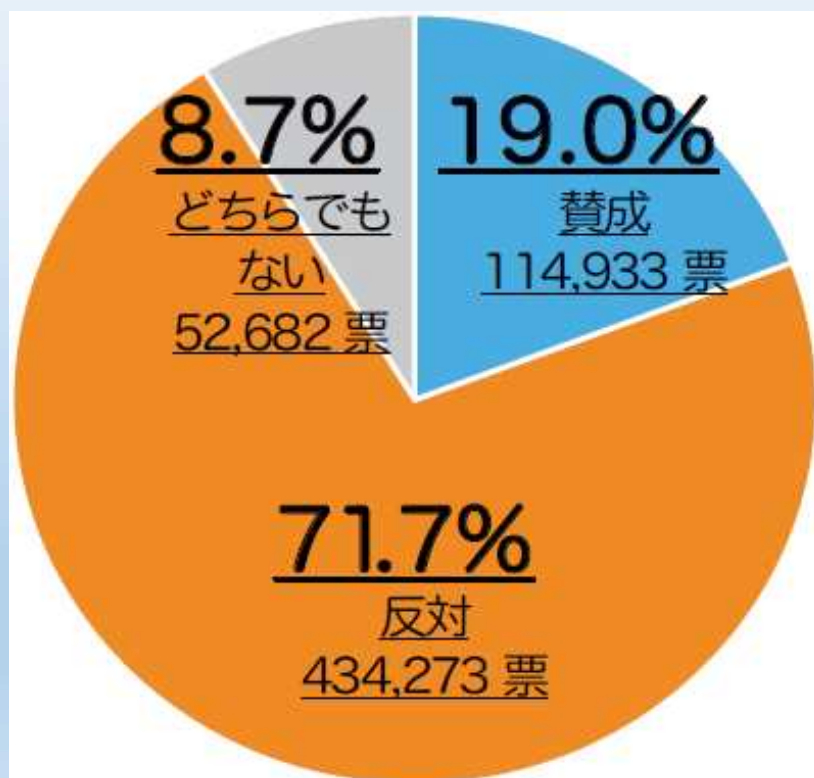
所属機 58機

- ・ MV-22：24機
- ・ AH-1Z：12機
- ・ CH-53E：12機
- ・ UH-1Y：6機
- ・ 固定翼連絡機：4機

「世界一危険な飛行場」
ラムズフェルド元米国防長官 (2003(H15))

「まちのど真ん中にある普天間飛行場 (2019年3月、宜野湾市基地政策部)」より

《県民投票の結果》 [2019年2月]

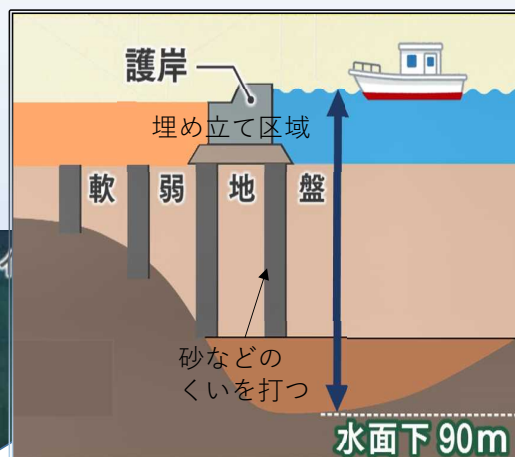
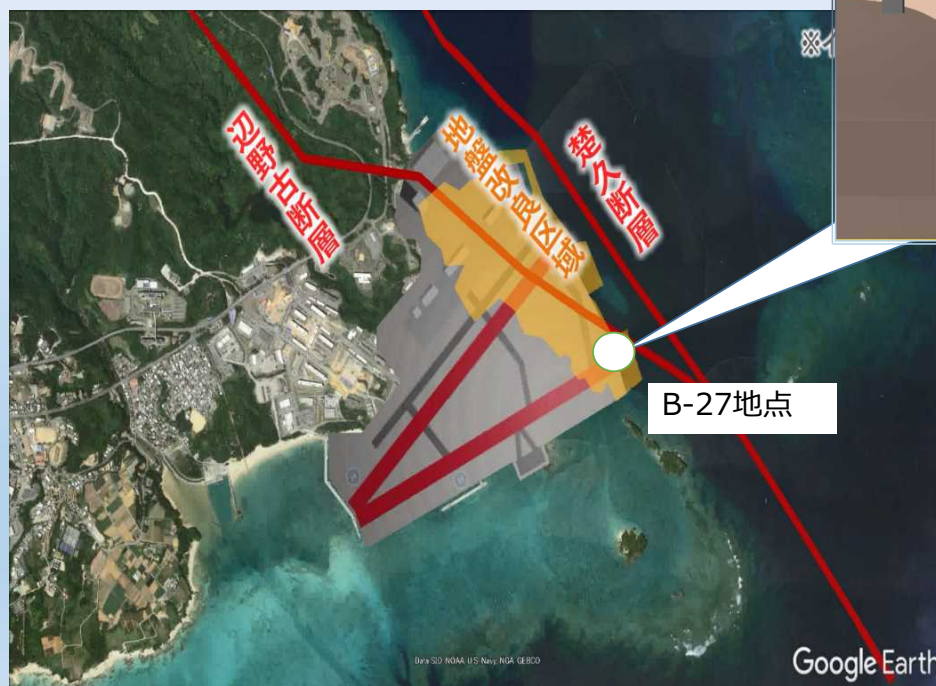


《辺野古・大浦湾の豊かな自然環境》



15

《軟弱地盤の存在》



16

《辺野古移設に反対する理由》

- 米軍基地が沖縄県に集中し、過重な負担になっている。（全国の米軍専用施設の約7割）
- 多くの沖縄県民が辺野古新基地建設に反対している。（県民投票：投票総数の約72%が反対）
- 辺野古・大浦湾の自然環境は、世界的にも貴重な生物多様性が残された海であり、保全すべき場所である。（ジュゴンをはじめとする絶滅危惧種262種を含む約5300種の海域生物が生息）
- 辺野古移設では、普天間飛行場の一日も早い危険性の除去につながらない。（軟弱地盤の存在）

17

《辺野古新基地建設問題に関する沖縄県の考え方》

「辺野古が唯一の解決策」ではない。

固定観念にとらわれず、
普天間飛行場の県外、国外移設を
検討するべき。

18

《全国知事会における裁定的関与見直しの動き》

■ 2021年全国知事会の提言書

⇒裁定的関与の見直しを盛り込む（全国どこでも起こりうる問題）

※裁定的関与：地方自治体が行った処分について、審査請求の手續を通じて大臣が関与するもの。地方自治体の処分を取り消すことも出来ることから、地方自治の観点から極めて大きな問題がある。

全国知事会提言
(2021年6月10日)

資料14-1

地方分権改革の推進について

全国知事会

(5) 裁定的関与の見直し

- ・ 国や都道府県が審査請求・再審査請求を受けて行う裁定的関与については、地方自治体が「自らの判断と責任で行政を運営する」という原則に立ち、国と都道府県、市町村それぞれが対等な立場で責任を果たせるよう見直すこと。

19

沖縄から伝えたい 米軍基地の話

玉城知事に
聞いてみた!!



第1回(全6回)

米軍基地の歴史及び沖縄の過重な基地負担について

沖縄県公式YouTubeチャンネルにて公開中

URL : <https://youtu.be/kYtfn64Ql3M>



20